

本書において、総合口座とは記号・番号の記号が「1」から始まる口座をいい、振替口座とは記号・番号の記号が「0」から始まる口座をいいます。

サービス名	通常現金払						
ご利用いただける方	●振替口座の加入者						
送金方法	●送金人の振替口座の預り金を払い出し、この払出金の額を表示した払出証書を送金人又は貯金事務センターから受取人に送付することにより送金することができます。 ※総合口座からの通常現金払は、お取扱いいたしません。 ●振替口座を管理する貯金事務センターでお申込みください。 ●ゆうちょBizダイレクト（伝送サービス）等による予約発行に限りお取扱いいたします。						
受取方法	●ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で、送金人又は貯金事務センターから送付する払出証書と引換えに現金をお受取りいただけます。 ※正当権利者であることを確認できる証明資料のご提示をお願いする場合があります。						
特殊取扱	●払渡済否の調査：払出金を受取人にお支払したかどうかを確認することができます。						
料 金	●払出料金 通常現金払1件につき660円 ※払出証書を貯金事務センターから受取人へ送付する場合は、別に郵送料（送金額10万円以下の場合は84円、送金額10万円超の場合は404円）をいただきます。 ●特殊取扱の料金 ■払出証書の再交付：660円 ※受取人から返付を受けた払出証書による現金の受領又は戻入れの請求において、払出証書を紛失している場合も再交付料金をいただきます。 ※有効期間を経過した振替払出証書を即時に払渡し又は払戻しをする場合は無料です。 ■払出証書の取消：660円 ■払渡済否の調査（調査1件につき） ・普通郵便により貯金事務センターへ照会する場合：167円 ・電信により貯金事務センターへ照会する場合：345円 ※ゆうちょBizダイレクト（伝送サービス）のご利用には、ゆうちょBizダイレクト（エキスパートプラン）の契約料金及び月額料金がかかります。 ※料金には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。						
そ の 他	●払出証書の金額は、1枚につき500万円以下です。 ●払出証書の有効期間は、発行日から6か月です。 ●払出証書を紛失し、汚染し又はき損したとき又は払出証書の有効期間が経過したときは、請求により払出証書を再交付します。 ●発行日から5年間、払出証書の再交付等の請求がないときは、通常現金払に関する契約を解除します。 ●払出証書は、他の銀行その他ゆうちょ銀行所定の金融機関以外の者に譲り渡すことができません。 ●この取扱いには、現金払規定その他関係規定が適用されます。 ●詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずねください。また、ゆうちょコールセンターでも、商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談を承っております。 <table border="1" data-bbox="387 1727 1414 1912"> <tr> <td colspan="2">ゆうちょコールセンター</td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td>0120-108420（通話料無料） ※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>ゆうちょ銀行Webサイトのお問い合わせページでご確認ください。</td> </tr> </table>	ゆうちょコールセンター		電 話	0120-108420（通話料無料） ※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。	受付時間	ゆうちょ銀行Webサイトのお問い合わせページでご確認ください。
ゆうちょコールセンター							
電 話	0120-108420（通話料無料） ※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。						
受付時間	ゆうちょ銀行Webサイトのお問い合わせページでご確認ください。						

2022年4月1日現在